平成２２年（フ）第８１２号
神奈川県平塚市中原３丁目１番13―１号
債務者　伊藤　清和
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８１５号
神奈川県伊勢原市西富岡729番地　丸山ビル101号
債務者　栗田　洋一
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２３号
神奈川県小田原市小八幡４丁目４番４号
債務者　齊藤　信子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２９号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目６番31号
債務者　渡邉　敦子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８３１号
神奈川県厚木市戸室４丁目８番29号　レオパレスアルファ104
債務者　森里　　淳
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８３９号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島3031番地コーポラス榎本201
債務者　釼持　洋海
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７８号
新潟県妙高市姫川原357番地の２
債務者　白石　咲子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第９９号
新潟県上越市仲町３丁目１番８号
債務者　山口裕加里
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１１０号
新潟県上越市南本町３丁目13番４―412号
市営南本町住宅４棟412号
債務者　横尾　秋子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１１２号
新潟県糸魚川市大字藤崎42番地１、前住所新潟県糸魚川市大字梶屋敷９番地１　市営梶屋敷住宅35号
債務者　丸山　景子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１１３号
新潟県上越市大字福橋1100番地
債務者　上野かおる
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５１８号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅５棟207号室、従前の住所石川県河北郡津幡町横浜は31番地
債務者　福島　暁美（旧姓卜部）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５３９号
金沢市泉本町５丁目32番地１　シャトー芦原106号室、従前の住所金沢市畝田中１丁目83番地
債務者　小泉　誠也
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５４７号
金沢市利屋町に42番地５
債務者　丹保　純子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５５８号
金沢市向中町12番地33　清水ビル406号室
債務者　松田　勇夫
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５５９号
金沢市向中町12番地33　清水ビル406号室
債務者　松田眞記子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５６０号
金沢市長田本町ホ22番地２　ドミール駅西201号室、従前の住所石川県石川郡野々市町字三納４街区１番
債務者　前田　昌利
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
金沢地方裁判所